

松本市社会福祉大会
表 彰 該 当 者 推 薦 基 準

1 社会福祉事業特別功労者

(1)民生児童委員

民生児童委員の現職にあつて、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は通算する）である者。但し、特に功労拔群とみとめられる者については、在職期間の条件を緩和することができる。

(2)保護司

保護司の現職にあつて、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は通算する）である者。但し、特に功労拔群とみとめられる者については、在職期間の条件を緩和することができる。

(3)民間社会福祉事業団体の役員

市内に住所を有し全市を単位として組織される民間社会福祉事業団体において、無償または実費程度の対価のみを得る役員の現職にあつて、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は通算する）である者。但し、特に功労拔群と認められる者については、在職期間の条件を緩和することができる。

(4)民間社会福祉事業団体の職員

市内に住所を有し全市を単位として組織される民間社会福祉事業団体における職員の現職にあつて、特に功労拔群と認められる者。

(5)ボランティア及びボランティアグループ

社会福祉事業のボランティアとして10年以上、またはボランティアグループとして概ね10年以上にわたり率先して活動を行っている者でその功績が特に顕著であり、他の模範であると認められる者。

上記(1)～(5)については、市内での功労、功績、活動実績を基に推薦するものとする。但し、既に本会の表彰及び上部団体の表彰を受けた者は除く。

2 社会福祉事業協助者

- (1)社会福祉事業のために個人は50万円相当額以上、法人・団体は100万円相当額以上の金品の寄付者。

3 共同募金模範協力者

(1)共同募金運動推進のため5年以上率先して市共同募金委員会・地区共同募金会の活動を行い、その功績顕著であって他の模範とするに足る奉仕協力者及び団体。

ア 奉仕者が町会長の場合・・・10年を基準とする。

イ 奉仕者が会長（町会連合会長、地区共同募金会会長）の場合・・・5年を基準とする。

ウ 団体の場合・・・5年を基準とする。

(2)寄付者として5年以上善行、徳行があり、特に他の模範となる個人、団体、法人。

(3)前2項の継続年限にかかわらず特に推薦を妥当とする個人、団体、法人。

◆ 内申に関する留意点

(1)表彰に値する裏づけとなるような資料があったら提出すること。

(2)1～3の表彰該当者には表彰状と記念品を贈呈。

(3)内申は、前年度大会以降、本年度大会までに退職されている場合でも通算して該当基準に達していれば現職とみなすものとする。

(4)社会福祉事業特別功労者調書の該当事項は、前年度大会開催2か月前以降当該年度大会開催日2か月前までとする。

但し、1.（1）民生児童委員については、当該年度の11月30日現在とする。

2.（2）協助者については、前年度とする。

(5)社会福祉事業特別功労者の内申において団体等の場合は原則として、1名にしぼって推薦するものとする。

昭和35年10月21日改正

昭和63年 5月 9日改正

平成 2年 4月16日改正

平成 6年 5月 9日改正

平成 7年 5月18日改正

平成 9年 5月 6日改正

平成12年 4月28日改正

平成14年 5月15日改正

平成15年 5月22日改正

平成23年 5月 6日改正

平成25年 5月13日改正

平成26年 3月20日改正

平成28年 3月18日改正

令和 5年 6月23日改正

令和 7年 2月12日改正